



平成 20 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 富山化学工業株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 菅田益司  
(コード番号：4518 東証 1 部)  
問合せ先 執行役管理部門長、環境担当、  
コンプライアンス担当 尾山雅之  
(電話番号 03-5381-3821)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）及び  
株式会社の支配に関する基本方針等の廃止に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の理由から、①平成 18 年 5 月 15 日の取締役会で導入を決議し、同年 7 月 31 日及び平成 19 年 7 月 30 日の取締役会で継続を決議しました「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）の廃止、②第 108 期（自平成 18 年 4 月 1 日至平成 19 年 3 月 31 日）事業報告及び有価証券報告書において開示しました「株式会社の支配に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）の廃止、並びに③特別委員会規程の廃止及び特別委員の委嘱の終了を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本対応方針の廃止の理由

当社は、平成 18 年 5 月 15 日の取締役会で本対応方針の導入を決議し(注 1)、同年 7 月 31 日及び平成 19 年 7 月 30 日の取締役会でその継続を決議しました（注 2）。

しかしながら、当社は、平成 20 年 2 月 13 日付で、富士フィルムホールディングス株式会社（以下「富士フィルムホールディングス」といいます。）及び大正製薬株式会社（以下「大正製薬」といいます。）との間で、資本・業務提携の基本合意を締結し、これに基づき、当社から富士フィルムホールディングス及び大正製薬に対する第三者割当増資と、富士フィルムホールディングスによる当社株式等の公開買付けが行われました。当社は、当該公開買付けに対し、本対応方針に基づく対抗措置を発動せず賛同意見を表明し、当該公開買付けの成立により、同年 3 月 26 日付で富士フィルムホールディングスの子会社となりました。また、当該基本合意に基づき、今後、同年 7 月開催予定の当社臨時株主総会及び種類株主総会の決議に基づき、全部取得条項付種類株式制度の利用によって富

士フィルムホールディングス及び大正製薬が当社の全株式を取得し、それに伴い当社は上場廃止となる予定であります。

このように、本対応方針の導入及び継続後、当社を取り巻く環境が劇的に変化した結果、現時点においては、当社に対する敵対的買収リスクは事実上消滅しております。

したがって、当社は、本対応方針がその役割を終えたものとして、廃止しました。

なお、当社は、本対応方針の廃止にあたり、当社社外取締役 4 名（柳田幸男、吉田博一、犬島伸一郎、柿本省三の各氏）で構成される特別委員会の全員一致による、本対応方針の廃止が適切である旨の助言・勧告を受けております。

注 1 詳細は、平成 18 年 5 月 15 日付当社プレスリリース「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照下さい。

注 2 詳細は、平成 18 年 7 月 31 日付及び平成 19 年 7 月 30 日付当社プレスリリース「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 2. 本基本方針の廃止の理由

当社は、第 108 期（自平成 18 年 4 月 1 日至平成 19 年 3 月 31 日）事業報告及び有価証券報告書において本基本方針を開示しましたが、上記のような当社を取り巻く環境の変化に鑑み、本対応方針の廃止と併せて、本基本方針を廃止しました。

## 3. 特別委員会規程の廃止及び特別委員の委嘱の終了の理由

当社は、本対応方針を実施するため、特別委員会規程を定め、また上記社外取締役 4 名を特別委員に選任していましたが、本対応方針の廃止に伴い、特別委員会規程を廃止し、特別委員の委嘱を終了しました。

以 上